

山梨県公安委員会規程第8号

山梨県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月13日

山梨県公安委員会

委員長 高橋英尚

山梨県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規程

山梨県公安委員会事務専決規程（昭和43年山梨県公安委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 警察法（昭和29年法律第162号）の部を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山梨県公安委員会事務専決規程新旧対照表

新										旧										
別表第1（第2条関係） 共通関係										別表第1（第2条関係） 共通関係										
根拠法令	条項	事務内容	専決処理区分								根拠法令	条項	事務内容	専決処理区分						
			警察本部			警察署								警察本部			警察署			
			本部長	部長	課長	署長	副署長 次長	刑事官 地交官	課長	本部長				部長	課長	署長	副署長 次長	刑事官 地交官	課長	
— — — — — —	—	— — — — — — — — — —	—									○								
略										略										

警察法（昭和29年法律第162号）  
第60条  
警察庁又は他の都道府県警察に対する援助の要求及び他の都道府県警察に対する派遣（緊急を要するものに限る。）